

2022年4月1日

株式会社タカラトミーアーツ
女性活躍推進法/一般事業主行動計画（第5回）

社員の働き方を見直し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の設備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2022年4月1日～2024年3月31日までの2年間

2.内容

目標1：課長以上の管理局女性労働者を1人以上増やす。

〈対策〉

- ①産前休暇前に面談を実施する。
- ②産休・育児休業経験者、または同等の知識を持つ者を相談窓口とする。
- ③担当者は必要に応じて、または定期的に連絡・面談等の必要な措置を実施する。
- ④上記については、行動計画期間内に実施する。

目標2：有休休暇取得率向上を押し進める。

〈対策〉

- ①担当者がノー残業デーの日に全社メールをして社員に周知させる。
- ②担当者が所定外労働の多い者を把握し指導を行う。
- ③上記については、行動計画期間内に実施する。

以上